

山田町復興まちづくり かわら版



発行・編集：山田町復興推進課

引っ越し費用に対する補助金(町独自支援)の申請受付を開始します

町では、被災された方々の住宅再建に対し、町独自の支援事業を行います。

町が実施する防災集団移転促進事業等の対象以外の世帯が、応急仮設住宅等から町内の新たな住宅に引っ越しをする際にかかる費用を補助します。補助金の申請は、平成 25 年 4 月 1 日から受け付けます。

なお、平成 24 年 12 月 1 日発行の復興まちづくりかわら版第 7 号でお知らせした「山田町生活再建住宅支援事業補助金」の詳細については、改めてお知らせします。

《山田町被災者再建住居移転事業補助金》

項目	内容
対象世帯	次のすべてに該当する世帯 ①東日本大震災により、自ら居住していた住宅が被災し滅失した世帯で、半壊以上のり災証明書が交付されている世帯 ②応急仮設住宅等の仮住まいから町内の新たな住宅（新築、購入等）へ移転する世帯 ③防災集団移転促進事業等の交付要綱の対象とならない世帯
補助額	引越業者に支払った実費分（上限は 10 万円） ※親族や友人など、引越業者以外への謝礼等は対象となりません。 ※補助金の申請には、引越業者に支払った費用の領収書の添付が必要です。
対象期間	平成 23 年 3 月 11 日から平成 29 年 3 月 31 日（4 月 1 日より受付開始）
申請方法	「山田町被災者再建住居移転補助金交付申請書」(役場建設課備え付け)に必要事項を記入し、引っ越し業者に支払った費用の領収書及びり災証明書等を添付して提出してください。
申請・お問い合わせ先	山田町役場建設課 建築住宅係（2 階） 電話：0193-82-3111（内線 244、245）

損壊家屋の基礎撤去の申し込みを受け付けています

町では、東日本大震災で被災した損壊家屋などの基礎撤去の申し込みを受け付けています。

損壊家屋などの基礎撤去を希望する方で、申し込みがお済みでない方は、期限までに申し込みをお願いします。

撤去費用は無料ですが、期限までに申し込みされなかった場合はご自身の負担で撤去をお願いする場合がありますので、忘れずにお申し込みください。

項目	内容
対象地区	大沢、山田、織笠、船越地区
申し込み期限	平成 25 年 5 月 30 日（木） ※織笠地区、船越地区の申し込み期限を 2 月 20 日としていましたが、5 月 30 日まで延長しています。
申し込み方法	申出書、土地所有者の同意書に必要事項を記入、押印して提出してください。 ※申出書、同意書は役場建設課に備え付けていますが、町のホームページからダウンロードすることもできます。
申し込み・お問い合わせ先	山田町役場建設課 都市整備第 1 チーム（2 階） 電話：0193-82-3111（内線 242、243）